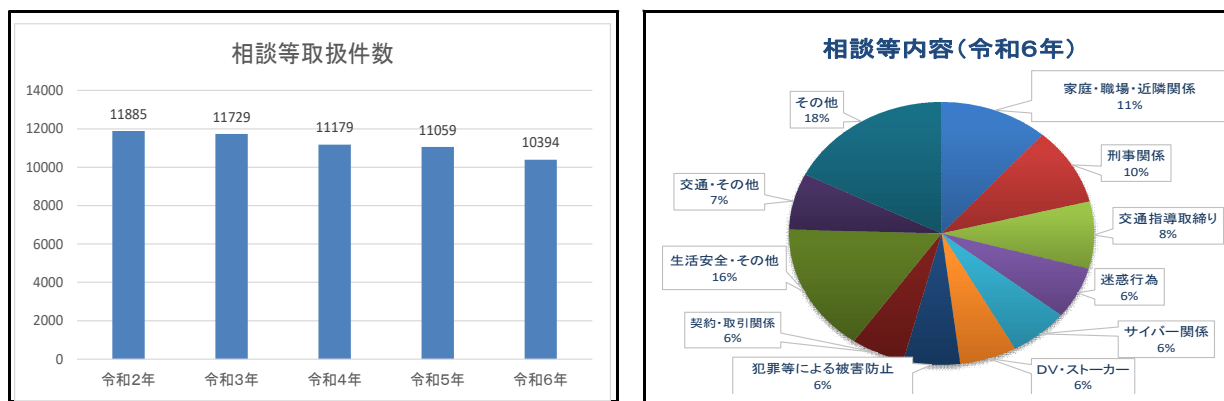


令和 7 年 4 月 10 日
(警務部広報県民課)

相談等取扱いの状況等（令和 6 年中）について

1 相談等取扱いの状況



- 相談等取扱件数については、令和 2 年以降減少傾向にあり、令和 6 年は10,394 件と、令和 5 年と比較して減少(－ 6 %)した。
- 相談等内容の内訳は、「その他」の相談を除き、多い順に、家庭・職場・近隣関係 (11%)、刑事関係 (10%)、交通指導取締り関係 (8 %)であった。
- 相談受理件数の内訳は、警察本部 (19%)、警察署では、多い順に、佐賀南警察署 (14%)、佐賀北警察署 (12%)、唐津警察署 (12%) となっている。

2 相談等にかかる各種取組等

(1) 警察署に対する巡回指導の実施

相談管理者である広報県民課長が、年度当初に全警察署を巡回し、より丁寧な相談等対応について教養を実施したほか、随時、広報県民課において、警察署の相談等取扱票等の作成状況の確認や指導教養を継続して実施した。

(2) 職員の相談対応能力向上に関する研修会の開催

警察への相談内容は複雑多岐にわたり、中には早期に事件性を判断し、的確に対応する必要性が認められるものもあることから、先入観を排し、危機感を持った対応の徹底を図るため、各所属の相談業務担当者等に対する研修会を開催した。

研修会は、We b 会議方式で実施し、We b 会議システムを利用したオンライン相談の運用要領の訓練をはじめ、相談対応要領等について教養を実施した。

(3) 通話録音装置の試行運用

相談内容の正確な把握と、断電後における通話内容の再確認及び電話対応サービスの向上を目的として警察本部警察相談室において通話録音装置の試行運用を実施した。

(4) 相談担当者への賞揚

複雑多岐にわたる相談に対応することは、相当の業務負担が考えられるところ、職員の士気高揚を目的として、相談等対応に功労のあった者に対し賞揚を実施した。